

別紙

ビル陰等共同受信施設助成金制度の概要

- 受信障害対策共聴施設のデジタル化支援として、21年度からデジサポが助成金を交付。
- 平成22年度も11月30日で第2次募集の受付終了。平成23年1月5日から募集を再開。
- ケーブルテレビに移行する場合は共聴施設の改修より安価な場合に限られていたが、第2次募集から「改修」より高価な場合は、「改修」する場合の助成額を上限として助成することを追加。

<助成制度概要>

○申請対象者

受信障害対策共聴施設の管理者（共聴組合を含み、国や自治体等を除く）

○助成額

施設改修: 受信障害対策共聴施設を、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的として改修する場合に、デジタル化に必要な経費の1/2を助成

ケーブルテレビ移行: 受信障害対策共聴施設を、有線テレビジョン放送施設への置換により地上デジタルテレビ放送の再送信を視聴可能とする場合に、デジタル化に必要な経費の1/2を助成

施設新設: 地上デジタルテレビ放送の受信障害対策のため共聴施設を新設する場合に、デジタル化に必要な経費の2/3を助成
（当該地域に対して地上デジタル放送が開始された後に建築物その他の工作物が設置されたことに起因する場合を除く）

共聴施設の改修

ケーブルテレビ移行

共聴施設の新設

デジタル化に必要な経費	申請者負担額	助成額
20万円の場合	10万円	10万円
50万円の場合	25万円	25万円
100万円の場合	50万円	50万円

デジタル化に必要な経費	申請者負担額	助成額
150万円の場合	50万円	100万円
300万円の場合	100万円	200万円
600万円の場合	200万円	400万円

<ケーブルテレビに切り替える場合の主な条件>

- ・共聴施設を「改修」する場合より高価な場合は、「改修」する場合の助成額を上限として助成します。
- ・助成対象となる経費には、ケーブルテレビへの加入金と工事は含まれますが、毎月の利用料は含まれません。

・受信障害対策のために、ケーブルテレビにより、地上アナログ放送の信号供給を受けている場合、デジタル化工事は助成対象外です。

< 受信障害対策施設新設の場合の主な条件 >

- ・アナログ放送の送信所とデジタル放送の送信所の場所が異なる等により、デジタル放送で受信障害が新たに生じる場合に限りします。